

EU森林破壊規則（EU Deforestation Regulation）解説

EUDRの概要と体制構築、対EU輸出国の対応

鮫島弘光

（公財）地球環境戦略研究機関

EUDRに至る歴史的背景

熱帯林破壊への世界的な関心(サラワク、アマゾン etc.)

米国国有天然林伐採規制、サバ州丸太輸出規制
→第一次ウッドショック

アジア通貨危機後の違法伐採の横行(インドネシア)

◀ 1992 地球サミット気候変動枠組み条約、生物多様性条約採択
持続可能な森林管理に関する「森林条約」は合意できず

◀ 1993 FSC設立

◀ 1999 PEFC設立

◀ 1998 G8森林行動計画

◀ 2005 G8グリーンイーグルス行動計画

◀ 2008 米国:レイシー法改正

◀ 2006 グリーン購入法改正 + 林野庁ガイドライン

◀ 2010 EU木材規則(EUTR)

◀ 2012 豪州:違法伐採禁止法

◀ 2016 クリーンウッド法

◀ 2017 韓国:木材の持続可能な利用に関する法律改正

◀ 2019 中国:森林法改正

◀ 2023 EU森林破壊規則(EUDR)

◀ 2023 クリーンウッド法改正

■ 2000年代以降、木材輸入国が違法伐採由来の木材に対する規制(e.g. 2010年 EUTR)を導入。輸入事業者が違法伐採由来でないことの確認(デューデリジェンス)を求める

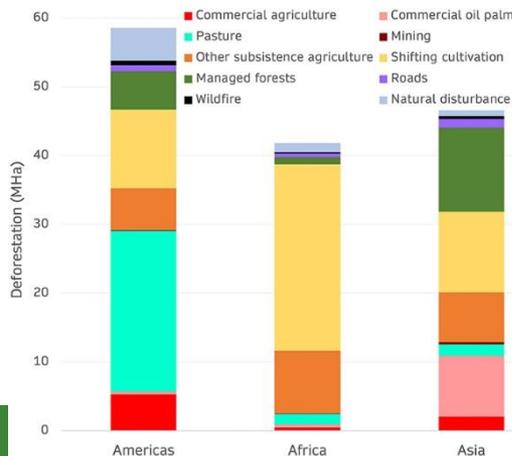
■ デューデリジェンス(DD): 情報収集、リスク評価、リスク低減 → 生産国からの書類等があればフリーパスとはしない

■ 熱帯林の持続可能な管理に関する関心は1980~90年代に高まったが、国際的合意に至らず

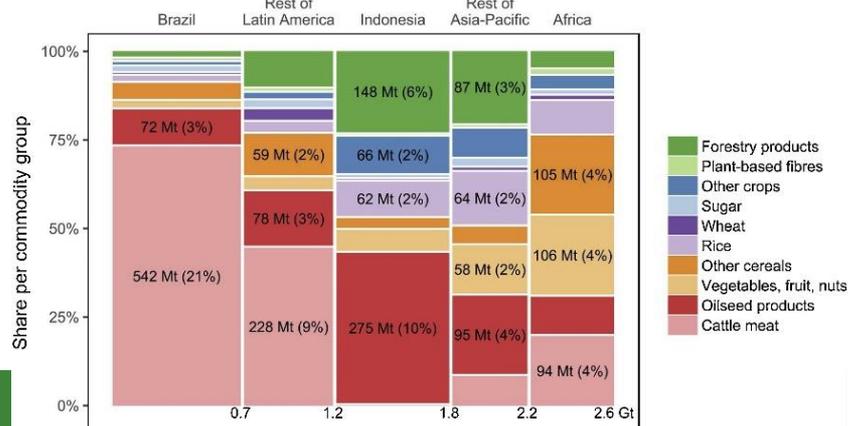
「森林リスク・コモディティ」に対する関心の高まり

- 南米・東南アジアにおいて、木材生産のための商業伐採以上に、畜牛、油糧種子(大豆、パーム油)等の農作物コモディティ生産のための土地利用転換に伴う森林減少が大きいことが報告される →「森林リスク・コモディティ」と総称される
- 森林政策貿易金融イニシアチブの報告書(2021)の推定によれば、2013-2019年の熱帯諸国での商業農業要因の森林破壊の約30%のみが合法

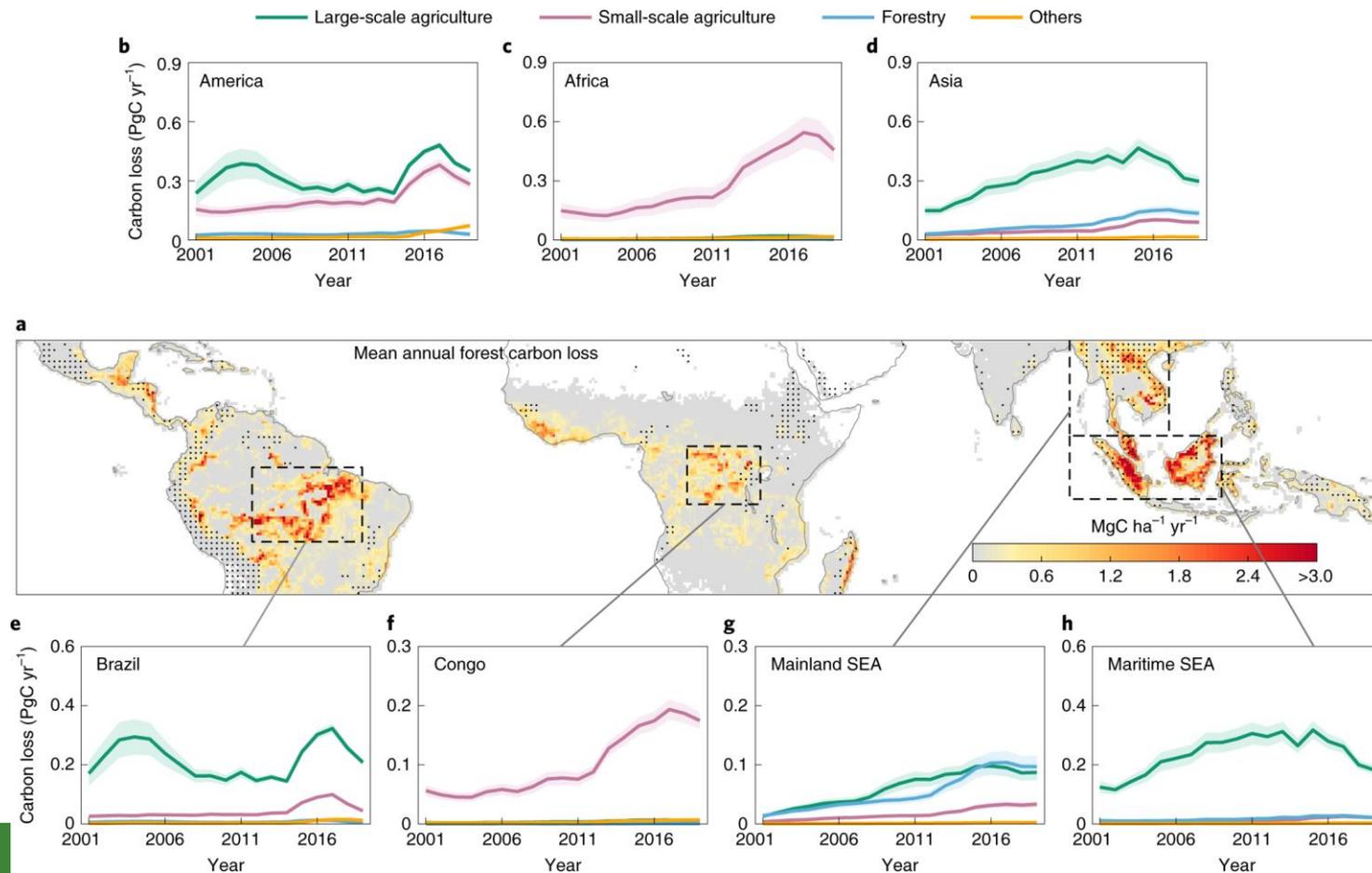
2008-2019年の要因別熱帯林減少面積 (Fritz et al. 2022)



2010-2014年の森林減少要因ごとの、温室効果ガス排出量 (Pendrill et al. 2019)



熱帯林の毎年の炭素減少量推移 (Feng et al. 2022)



農林業などの土地利用(AFOLU)によるGHG排出: 12.0±3.0 GtCO₂e/年
(世界の人為的GHG排出量の23%)

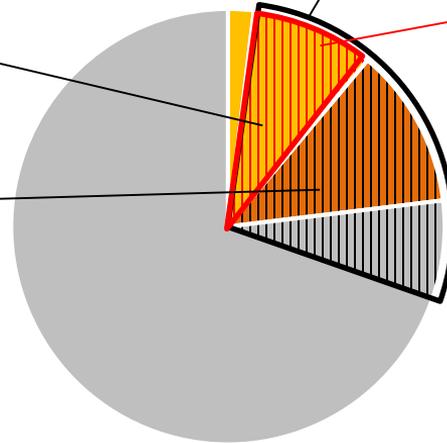
林業その他土地からの排出:
5.8 GtCO₂e/年

- 木材生産に伴う森林劣化、森林の農地への転換(CO₂)
- 泥炭燃焼・分解(CH₄)

農業による排出: 6.2 GtCO₂e/年

- 窒素肥料過剰投入(N₂O)
- 水田からのCH₄排出
- 牛の反芻(CH₄)

2007-2016年
世界の人為的GHG排出量
52.0 GtCO₂e/年



IPCC土地関連特別報告書(2019)
を基に作成

グローバルフードシステム(※)による
GHG排出: 14.8±3.4 GtCO₂/年(25-30%)

※: 食料の生産、加工、流通、調理及び消費に関連するすべての要素(環境、人々、投入資源、プロセス、インフラ、組織等)及び活動、並びに世界レベルにおける社会経済的及び環境面の影響

森林から農地への転換による排出
4.8 GtCO₂/年

食料の加工、流通、調理、廃棄からの排出
3.8 GtCO₂/年

※実際には工業原料として使われている農作物も少なくないと考えられる
一方で食料の中でも、水産物関連の排出は入っていない

EU森林破壊規則 (EU Deforestation Regulation: EUDR)

- EU木材規則 (EUTR) の対象を拡大させる法律として、2023年6月29日に制定
- EU域内の大企業には2024年12月30日から、中小企業に対しては2025年6月30日から施行
- EUTRは2024年12月に廃止予定

EUではEUDRと重複する制度として、CSRD (企業サステナビリティ報告指令、2023年発効)、CSDDD (企業持続可能性デューデリジェンス指令、2024年発効) も導入
→事業者は情報収集、リスク評価、リスク軽減などを統合して行うことで効率的に対応できると指摘されている

EUTR(木材規則)とEUDR(森林破壊規則)の比較

	EUTR	EUDR
公布・施行年	2010年公布、2013年施行	2023年公布、2024年施行
対象産品	HSコード21品目 ■ 木材とその製品(紙、パルプ等も)	HSコード77品目 ■ 木材とその製品(木炭、書籍等も追加) ■ 牛とその製品(牛肉、革等) ■ カカオとその製品(チョコレート等) ■ コーヒーとその製品 ■ 天然ゴムとその製品(タイヤ等) ■ パーム油とその製品 ■ 大豆とその製品(大豆絞り粕等)
対象となる行為	■ EU域内への上市	■ EU域内への上市 ■ EU域外への輸出

EUTRとEUDRの比較

	EUTR	EUDR
禁止対象	<ul style="list-style-type: none">■ 違法に伐採、貿易された木材・木材製品	<ul style="list-style-type: none">■ 違法に伐採された対象産品■ 2020年12月31日以降に森林減少¹・劣化²した土地から生産された対象産品(合法であっても)
上市・輸出の際の政府への報告義務	<ul style="list-style-type: none">■ 事業者はDDを行う義務はあるが、結果の報告義務なし■ 各国の管轄官庁は税関から提供されたデータをもとに抽出検査(上市後)	<ul style="list-style-type: none">■ EUの情報システムに対し、製品の生産された地理的位置情報を含むデューデリジェンス声明の提供義務■ 税関は通関手続きの際に、情報システムへの情報提供がなされたか、確認できる■ 各国の管轄官庁も提供されたデータをもとに抽出検査

1: 森林からの農地への転換

2: 天然林から人工林への転換等

EUTRとEUDRの比較

	EUTR	EUDR
生産国のリスク評価	<ul style="list-style-type: none">■ 事業者には自ら生産国の違法伐採リスクを評価し、それに応じて必要な確認を行うことを求める■ リスク評価のための情報源としてNGO等(チャタムハウス、Preferred by Nature、WWF等)のサイトを紹介しているが、EU/各国政府としての評価は公表していない■ 各国の管轄官庁は独自のリスク評価に基づいて、検査の優先順位を決めているが、その評価は非公表	<ul style="list-style-type: none">■ EU自身が各国を、低リスク、標準リスク、高リスク国に分類して公表(2024年12月予定)■ 各国の管轄官庁にはそれぞれの輸入の1%, 3%, 9%に対して監査を行うことを要求 <p>→しかし生産国からの反発が大きく、当面全ての国(日本を含む)を標準リスクとしてスタートさせる予定</p>

デューデリジェンス声明 (Due Diligence Statement) への記載事項

- 事業者の名称、住所
- 上市・輸出する製品のHSコード
- 生産国、生産地の地理的位置情報 (geolocation)
- 違法に生産されたものではないことのデューデリジェンスを行い、リスクがないまたはごくわずかであることを確認したこと
- 参照番号

地理的位置情報: 生産地の緯度経度情報

- 生産地が4ha以上の場合はポリゴン(境界)データ、4ha以下の場合はポイントデータ
- 牛とその製品の場合は、出生から屠殺まで、飼育されていた全ての施設 (ポイントデータ)

第三国から輸入した原料についても同様

(例: インドネシアで生産された天然ゴムを原料に日本で製造したタイヤ)

EUDRの情報システム: DD声明の提供先

- 2023年12月～2024年1月にパイロットテストが行われた。EUの112事業者が参加。
- 提出できるデータの容量や規格など色々コメント出されており、現在修正中？
- 2024年9月使用説明書の公表、10月トレーニング開始、11月本登録開始予定

EUDR Information System Pilot Test Operator Main Screen

Search - Due Diligence Statement

Search: Search Showing 30 / 87

- + As Operator
- + Representing Trader
- + Representing Operator

Reference Number	Company Internal Ref	Activity	Commodity (es) or Product(s)	Status	Submission Date
	REF-000000014	Import	4205 Other articles of leather or of compos...	Draft	24/11/2023 15:29
23ATAPYS9E0148	Scientific_Name_No_Match_2	Domestic	0901 Coffee, whether or not roasted or decaf.	Available	24/11/2023 14:03
23ATI0S3M447	Scientific_Name_No_Match	Domestic	0901 Coffee, whether or not roasted or decaf.	Available	24/11/2023 13:52
High_Yield_Risk		Import	4205 Other articles of leather or of compos...	Submitted	24/11/2023 13:51
23ATASHUJ3WN45	Scientific_Name_High	Import	0901 Coffee, whether or not roasted or decaf.	Available	24/11/2023 13:43
23ATIYWWELO44	Operator_AT_High_Risk	Domestic	0901 Coffee, whether or not roasted or decaf.	Available	24/11/2023 13:33

EUDR Information System Pilot Test Operator DDS Input Screen

1. Reference Number

2. Activity: Domestic, Import, Export

3. Operator/Trader name and address: Name ID, Country, ISO Code, Valid

4. Place of Activity: Country of origin, Country of entry, Date of entry

5. Communication for Competent Authority

6. Commodity (es) or Product(s): + Add Commodity or Product, X Remove All

1. COCOA AND COCOA PREPARATIONS (1091)
Commodity (es) or Product(s) Description: Cocoa beans, whole or broken, raw or roasted
Commodity Name: Cocoa Beans, Net Mass (kg): 25, Volume (m3):
Scientific Name: Cacao Beans, Common Name: Cocoa Beans

1. Add Production Phase

0. Producer Name, Producer Country: No country selection, Type: Programm

<https://forestcom.org.ua/en/news-post/testing-eudr-information-system>

第三者認証 (FSC, PEFC, RSPO等) の取り扱い

- 認証製品であってもデューデリジェンスを行う義務あり (EUTRと同様) = もし違法に生産された原料が混入されていた場合は調達者の責任
 - 認証製品であっても地理的位置情報の提供が必須
 - CoC認証は非認証由来のものが混入していない (= 分別管理されている) ことを担保するシステムであり、生産地の情報を把握・伝達することを要件とはしていなかったが、追加的に把握する必要
 - ブック&クレーム手法¹は認めない
 - マスバランス手法²も認めない → 流通事業者は分別管理 (サイロを分ける等) の追加コスト
- 1: 川下事業者はクレジット購入によって製品に認証をつけられる。生産者は認証産物を認証流通事業者に販売しなくても、クレジット販売によって経済的便益を受けられる
- 2: 認証/非認証品を分別管理しなくても、入荷用の割合に応じて出荷量の一部を認証品とする



- FSCの対応: EUDR対応のツール” FSC EUDR Aligned”を発表
- PEFCの対応: 新しい規格”PEFC EUDR DDS”モジュールを策定

EUDRが評価しないアプローチ

VPA(自主的二国間協定)に基づくFLEGT(※)ライセンス

- EUTRの下では、EUの求める基準に達した木材合法性証明システムを持つ国(現在インドネシアのみ)が発行したFLEGTライセンスありの木材はDD無しでEUに輸出可能
- しかしEUDRにおいては、違法伐採材ではない根拠としてはFLEGTライセンスは活用できるが、地理的位置情報の要求は例外とはしない

※: 森林法の施行、ガバナンス及び貿易

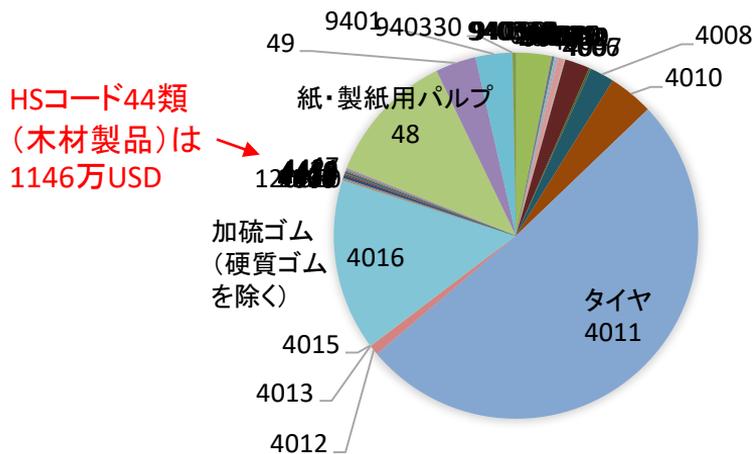
ランドスケープアプローチ、管轄アプローチ

- 直接の調達先以外の森林減少抑制なども支援。リーケージなども考慮
- SBT for Natureガイダンス(2023年公表)では、「サプライチェーン・マネジメント」と「プロダクション・ランドスケープ・エンゲージメント」の両方を評価
- しかしEUDRは、直接の調達先(生産地)のみを評価対象

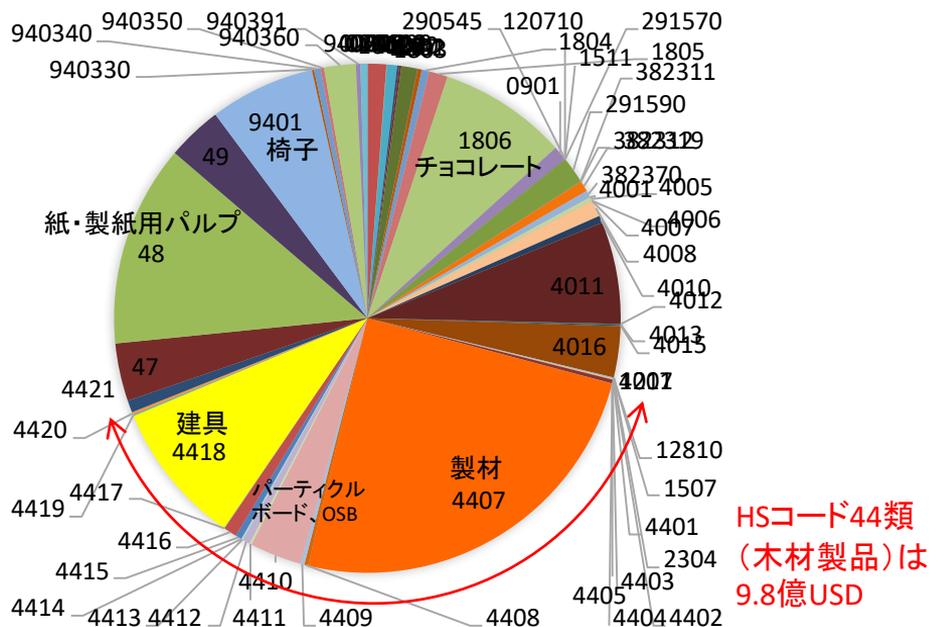
日本への影響

- 対象品目の貿易金額は、日本→EUよりも、EU→日本への方が大きい(特に木材製品)

EUDR対象品目の2023年
日本→EU輸出額(11.1億USD)

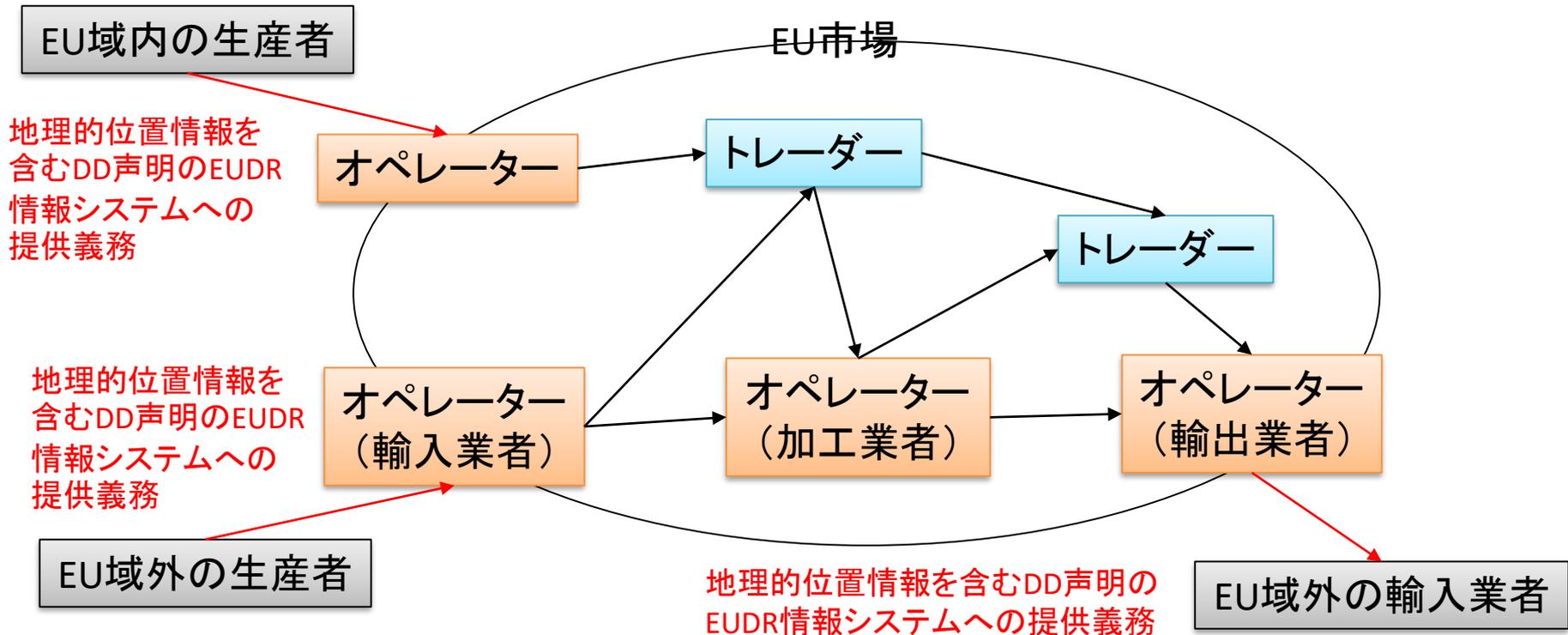


EUDR対象品目の2023年
EU→日本輸出額(23.5億USD)



EUからの輸出の際の課題

地理的位置情報を含むDD声明のEUDR情報システムへの提供は、製品のEUからの輸出の際にも必須であり、EU域内の流通業者(トレーダー)にも確実に伝達を行ってもらう必要がある。

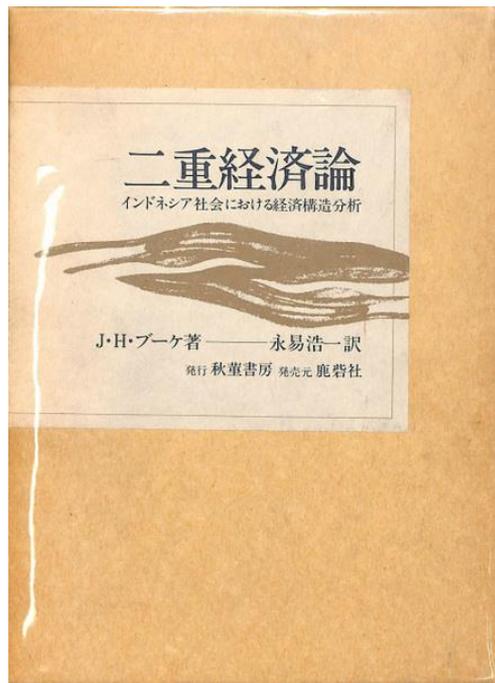


EUDRの問題

生産国の商業プランテーション由来の原材料輸出に有利な規則

商業プランテーション	<ul style="list-style-type: none">■ サプライチェーンは単純で、地理的位置情報の取得は容易■ 政府からのライセンスに基づくため、合法性証明も容易■ EUDRが促進する土地情報のデジタル化は、さらなる資金調達を促進すると予測されている
小規模農家	<ul style="list-style-type: none">■ 多くの場合、複雑で流動的なサプライチェーンを通じて輸出に至っており(流動的であることは農家の価格交渉力を高めている)、地理的位置情報データの網羅的な収集は高コスト■ 耕地の合法性証明書類の取得も高コスト。特に先住民の慣習的土地所有権や集団所有に基づく場合は困難で、デジタル化の要求は所有権の抹消につながりかねないことが懸念されている
原材料の輸出	<ul style="list-style-type: none">■ トレーサビリティが確保しやすい。地理的位置情報、合法性証明の取得が容易
加工品の輸出	<ul style="list-style-type: none">■ トレーサビリティが確保しにくい

EUDRの問題



多くの途上国は植民地期に「二重経済」体制(e.g. インドネシア)

- 欧米資本のプランテーションで宗主国向けパーム油、カカオ、コーヒーなどを栽培。地域住民は低賃金労働者
- 地域住民の農業経済は地元で完結

→独立以来多くの発展途上国は二重経済の解消に努力

- 小農自身が商品作物を栽培し、海外市場から利益を得られるようにキャパビルし、貧富の格差縮小に努める
- 合板製造など加工産業を育成し、付加価値を国内で付けられるように努力

→EUDRは再び欧州の支配力強化につながり、新植民地主義との批判も

EUDRの影響: 小規模生産者の排除

- エチオピア産コーヒー: 主に小規模農家によって生産されている。EUからの注文が減少している。(Guardian 2024)
- インドネシアの家具産業(大部分は小規模零細): EU市場をあきらめ、インドなど他の市場と「公正で持続可能な取引慣行」を優先したビジネス機会の拡大に努めていることが報じられている(日経 2024)
- トルコはゴムの調達先をインドネシアからコートジボアールに変更(Jakarta Post 2024)

実際上は、オペレーターは調達先となる可能性のある小規模農家を網羅したリスト(事前に登録制にしておくなどで整備)を提供すればよい(実際の生産者はその一部でもよい)が、その一部でも森林減少・劣化がおきてはならない

EUDRに対する反発

- ラテンアメリカとカリブ海諸国、アフリカ、アジアの17カ国はEUに書簡を送り、EUDRの実施に関する懸念を表明
- インドネシア、マレーシア、ブラジルは、EUDRに対する懸念を表明する共同書簡をWTOに提出
- インドネシアとマレーシアはEUに対して使節団を送り、EUとの特別合同タスクフォース形成→既に2回開催：
 - インドネシア、マレーシアにおける小農のキャパビル支援、トレーサビリティ開発支援、合法性評価研究支援等を合意
 - インドネシア持続可能なパーム油認証(ISPO)とマレーシア持続可能なパーム油認証(MSPO)とEUDRのギャップ分析
- インドネシア、マレーシアでは近年、EUのパレスチナ・イスラエル戦争への態度に対する反発もあり、EUの信頼度が大きく低下(Palm Oil Monitor 2024)

EUDRに対する反発(つづき)

■ 米国民主・共和両党の議員はEUDRに反対を表明(Palm Oil Monitor 2024)

「米国では、パルプおよび製紙工場で使用される木材繊維の42%は、木材チップ、森林残渣、製材所製造残渣から来ており、個々の森林区画まで追跡できない木材源です... EUDRの追跡可能性要件は、米国の製紙およびパルプ業界のかなりの部分にとって遵守するのがほぼ不可能です。」

「米国の農家は、自社の製品が森林伐採地で生産されていないことを証明する証明書がなければ、EUに大豆を販売することができなくなり、さもなければ多額の罰金を科せられるリスクを負うことになる。」

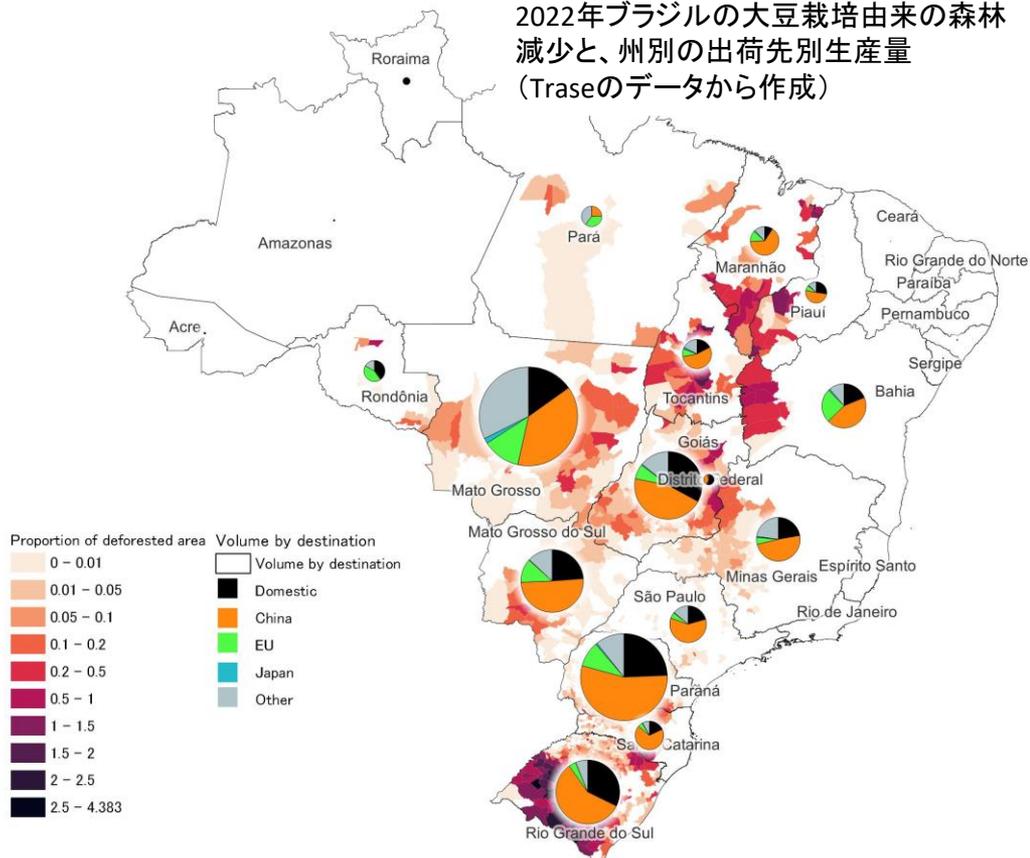
■ 欧州木工産業連盟(CEI-Bois)、欧州家具産業連盟(EFIC)、欧州製材産業連盟(EOS)、欧州パネル連盟 (EPF)、欧州木材貿易連盟 (ETTF)、および欧州寄木細工産業連盟 (FEP) はEUDRに対応する準備が間に合わないとして、施行延期を求める共同宣言(ITTO 2024)

→しかしながら立法手続き上、実際に延期されることは非現実的と考えられている

EUDR的手法は、個々の企業のサプライチェーンを通じた森林減少を低減させること(=ネーチャーポジティブ化)には貢献するであろうが、結果として生産国の森林減少抑制に効果があるのかは不明

- カカオやコーヒーなどEUの輸入シェアが大きい品目では、生産国における行動変容が期待できる。
- しかしEUの輸入シェアの低い産品、EUの輸入事業者との関係が固定的ではない産品では、森林減少抑制に大きな効果をもたらすことが期待できない(Mairon 2024)。

2022年ブラジルの大豆栽培由来の森林減少と、州別の出荷先別生産量(Traseのデータから作成)



- RSPOなど第三者認証について、生態系保全と生産者の収入について、改善効果があるか、両者を同時に達成できるかについては、懐疑的な調査結果も多い。
 - 古くに造成され、現在は森林破壊をおこしていない生産者が認証取得
 - 川下認証事業者も、調達先の行動変容よりも、調達先の変更を選択
- 生産国のガバナンス支援(インドネシア、ブラジルのモラトリアムなど)の方が効果的との指摘も



ともあれ、

森林リスク・コモディティを扱うグローバル企業はEUDR対応を進めている。

→EUDRが生む大きなビジネスチャンス

EU域内や、インドネシア、ブラジル、パラグアイ、グアテマラ、スリランカなど多くの輸出国の双方において、様々なベンチャー企業やNGOが企業のEUDR対応を支援

- スマートフォンアプリによるEUDR対象製品の農地の地理的位置情報データの取得
- 地理的位置情報データと衛星画像を用いた森林減少の有無の分析
- DD声明作成システム等の開発

etc.

主要輸出国の対応:「地理的位置情報」の生産国政府による管理

アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none">■ 全国の大豆サプライチェーンを網羅するVisecプラットフォームを構築。6万8000世帯の農家の生産地をカバーし、輸出時にEUDRへの適合証明書を発行
タイ	<ul style="list-style-type: none">■ タイゴム公社(RAOT)は国家データプラットフォームを構築し、タイ全土の147万ゴム農家の合計317万haのゴム園の地理的位置情報、1103ゴム農家グループ、533加工事業者のデータを登録(RAOT 2023)■ パイロットテストで公開されたEUDRの情報システムへのデータ提供もスムーズに行えることを確認したことを発表
マレーシア	<ul style="list-style-type: none">■ パーム油について、パーム油インテリジェント管理システム(SIMS)とe-MSPOを導入
コートジボアール	<ul style="list-style-type: none">■ カカオ豆、コーヒーの輸出時に地理的位置情報を提供する国家トレーサビリティシステムを構築(2023年)

主要輸出国の対応:「地理的位置情報」の生産国政府による管理

インドネシア	<ul style="list-style-type: none">■ 国の木材合法性証明制度(SVLK)を構成する森林利用事業管理情報システム、林産物管理情報システム、原材料利用計画情報システム等を修正し、製品の輸出時に地理的位置情報を取得できるように作業中(ITTO 2024)■ インドネシア国家商品ダッシュボード(STDB)を構築: パーム油、コーヒー、ゴム等■ 地理位置情報の要件は、インドネシアのプランテーション栽培許可証(STDB)が相当するが、国内のゴム農園320万ヘクタールのうち、STDBをすでに取得しているのは1万ヘクタールに過ぎないと推定されている(2024 Jakarta Post)
ブラジル	<ul style="list-style-type: none">■ パラ州政府は公的な牛のトレーサビリティ・システムであるグリーンシールプラットフォームを導入。他の農産物にも拡大を検討 <p>2012年森林法が導入した農村環境登録簿(CAR、全ての農地の地理的位置情報の登録が義務)のデータを活用</p> <ul style="list-style-type: none">■ 他州も同様の取組を開始しているが、EUDRの施行までに全国的なトレーサビリティシステムを確立することは不可能と予測されている■ 大豆、コーヒー、カカオ、大豆のようなバルク取引商品について、EUDRの要求する分別管理を行うことはあまりにも高コストであると指摘されている
ガーナ	<ul style="list-style-type: none">■ カカオ豆の国家トレーサビリティシステムを構築中

EUはEUDRが各国に波及し、世界の森林減少抑制に効果が上がる(ブリッセル効果)ことを期待している

- 英国環境法(2021年):違法に調達された森林リスク製品の輸入を禁止。DDを要求
 - 米国:違法森林伐採に関連する輸入制限法案が上院に再提出(2023年)
- 日本にも同様の政策を導入することを求めてくることが予想される。

日本政府も森林リスク・コモディティによる森林減少対策に取り組むことを国際的に表明

■ 森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言(2021年)

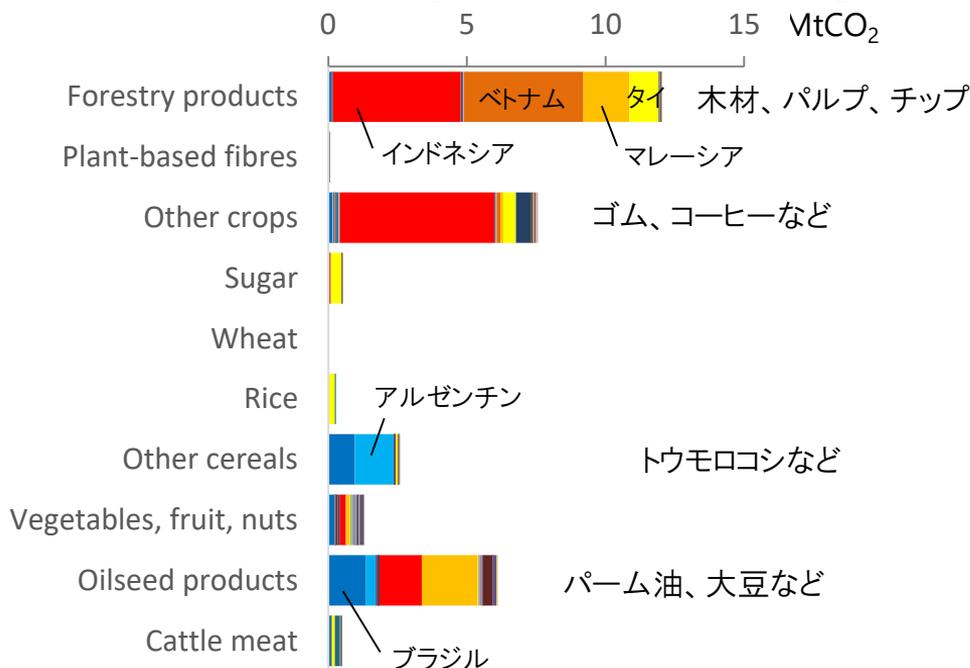
我々は、次の共通の努力を強化する;... 2. 持続可能な開発や持続可能な産品生産・消費を促進し、各国の相互利益となり、森林減少や土地劣化を引き起こさない貿易・開発政策を国際的及び国内的に促進する。

■ G7広島首脳コミュニケ(2023年)

関連商品の生産に関する森林減少並びに森林及び土地の劣化のリスクを低減し...適切であれば、これを支援するための更なる規制の枠組又は政策を策定する。

日本の森林リスク・コモディティ輸入による 熱帯林減少

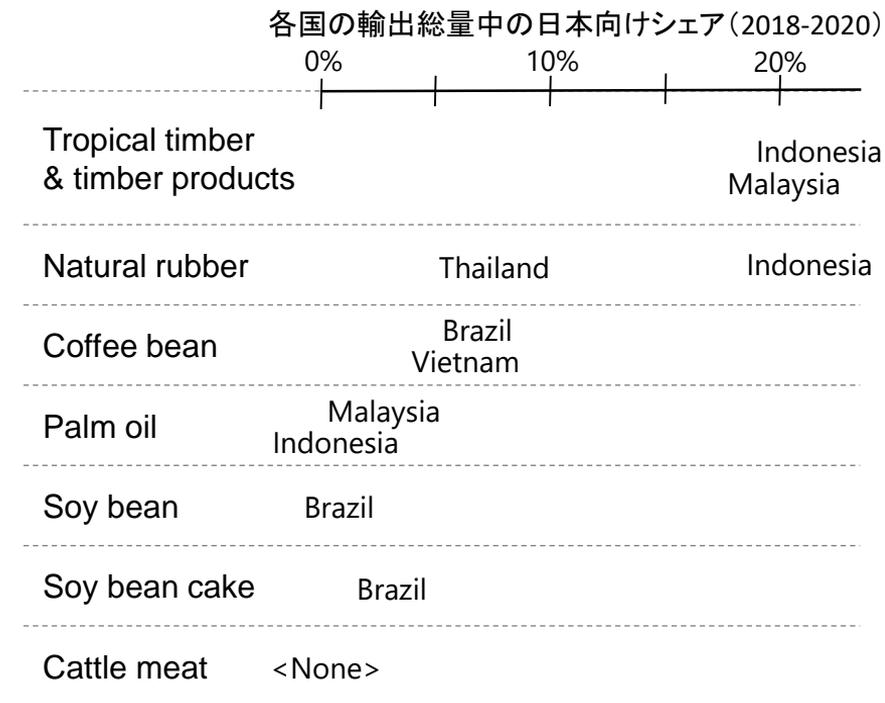
2010-2014年の日本の農林作物輸入による熱帯地域の森林減少由来CO₂排出量推定値: 28 MtCO₂/年



Pendrill et al. (2019)およびその添付データから作成
Physical trade modelによる推定値

ブラジルとインドネシアは地方自治体レベルだが、その他の国は国レベルでの森林減少と農作物生産・輸放量データから因果関係を推定している。このため、森林減少がおきている地域と農作物生産量が増えている地域が異なっている場合、両者が関係していると推定されている可能性がある(例:ベトナムのチップ)。

参考: 2016年日本国内のCO₂排出(IPCC)
LULUCF以外: 1,305 MtCO₂
農業: 33 MtCO₂、森林: -54 MtCO₂



UN Comtradeのデータから作成
詳しくはImports of forest-risk commodities by Japan and the impacts on global forests <<https://www.iges.or.jp/en/pub/isap2021samejima/en>>

日本の関連施策の現状

グリーン購入法＋木材・木材製品の合法性 持続可能性の証明のためのガイドライン
(林野庁ガイドライン)(2006年)

- 木材が、合法的に伐採された、または持続可能に管理された森林から生産されたことを川下へ伝達するシステム。持続可能性は必須ではない。

クリーンウッド法(2016年施行、2023年改正)

- 合法性のみを要件とし、持続可能に管理された森林からの木材・木材製品(e.g.再造林、認証材)の優遇/推奨等はなし
- 2023年改正の結果、第一種木材関連事業における政府への報告が義務化(EUDRの情報システムに相当)

2020年東京五輪調達基準

- 木材、パーム油について、基本的に持続的に生産されたものに限定。(調達基準の修正の結果)転換材は要件を満たさないと明示
- 国内で森林認証取得が一時的に進んだ
- レガシー...？

日本の関連施策の現状(つづき)

FIT

- 経産省/エネ庁は持続可能な木質バイオマスについて、林野庁ガイドライン等とは別の基準を設定することを検討中？(再エネ法改正)

みどりの食料システム戦略(2021年)／みどりの食料システム法(2022年)

- 2030年までに、食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達100%目標
→2022年実績値:38.6%(農水省公表値)

農林水産省生物多様性戦略(2024年)

- 持続可能性に配慮した輸入原材料調達の推進

ネーチャーポジティブ経済移行戦略(2024年)

- 関連施策としてみどりの食料システム戦略、森林・林業基本計画等を記載
- 規制的な政策(クリーンウッド法等)は関連施策として含まず

中国

- 牛肉、大豆、熱帯材、ゴムの世界最大の輸入国
- 中国政府がEUDRと同様の規制策を取ってくれることは期待できない(Vasconcelos et al. 2024)。
- グリーンバリューチェーンタスクフォースが2023年に発足(World Economic Forum 2023)
 - ブンゲ、カーギル、中国蒙牛乳業、中糧集团有限公司(COFCO)インターナショナル、ロリアル、ルイ・ドレフュス、中国マクドナルド、ネスレ、イーハイ・ケリーが参加。中国市場への穀物取引の80%以上を占める。
 - 蒙牛グループとCOFCOインターナショナルは、国際的に責任ある基準に沿って大豆を供給・調達する覚書に署名
 - ブラジルから中国への「森林破壊を伴わない」大豆の取引を支援する合意を発表
 - COFCOグループはEUDRの要件に沿った大豆をアルゼンチンからEUへ輸出(2024)

まとめ

- 森林リスク・コモディティのサプライチェーンマネジメントアプローチによる世界の森林減少抑制というEUDRの目的は素晴らしい
 - 国際的に波及の動き
 - しかしその手法(e.g. 地理的位置情報の要求)は想定外の負の影響をおこすことも懸念されている。生産国側の反発も強い。
 - またそもそも、その手法は世界の森林減少抑制に効果を与える手法として効率的・効果的なのかという疑問も
 - 日本政府が同様の政策を導入する際には十分な検討が必要
- 一方で一部の事業者、生産国政府はこれを機会ととらえ、着々とEUDR対応の準備を進めている。それをサポートするベンチャー／NGOの活動も盛ん。
- 日本の木材産業に関しては、EUへの輸出ではなく、EUからの輸入にトラブルが発生することが予想され、十分な確認を行っておくことが望ましいと考えられる。